

岡山大学における受動喫煙防止のための指針

〔平成15年 9月11日〕
学 長 裁 定

改正 平成23年7月 1日

1 目 的

この指針は、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の規定に基づき、岡山大学（以下「本学」という。）における受動喫煙防止対策の基本方針を定め、部局においてその適切な実施に資することを目的とする。

2 定 義

この指針において使用する用語は、次によるものとする。

- (1) 建物内禁煙 建物内全体を禁煙とする方法
「建物内」には、ベランダ及び屋外階段等を含む。
- (2) 敷地内禁煙 建物を含め敷地全体を禁煙とする方法
- (3) 利用者 本学の教職員及び学生並びに学外者で本学を利用する者
- (4) 禁煙サポート対策 禁煙の必要な者や禁煙を希望する者に対し禁煙を支援するために講ずべき対策

3 基本的な考え方

本学における受動喫煙防止の方法は、「建物内禁煙」とするが、平成23年度から3年後（平成26年4月1日）に「敷地内禁煙」を実施する。

既に敷地内禁煙を実施している部局等は、それを継続する。

4 喫煙所

- (1) 各部局において、喫煙所が必要な場合は、屋外に設置することとし、それ以外の場所での喫煙及び歩行喫煙を禁止する。
- (2) 喫煙所は、周囲の建物の状況、通行の流れ、天候による影響、建物からの距離（基本的に10m以上）に配慮し、非喫煙者に対して受動喫煙を及ぼさない適切な場所に設置する。
- (3) 敷地内禁煙を行っていない部局は、毎年、喫煙所の半数を削減し、平成23年度から3年後（平成26年4月1日）に喫煙所を全廃する。

5 部局長の果たすべき役割

部局長は、利用者の健康保持増進と快適な教育研究環境及び執務環境の形成の促進を図る観点から、「敷地内禁煙」への積極的取組に努めるものとする。

6 その他

- (1) 教育開発センター及び保健管理センターを中心として、喫煙防止教育等の推進及び禁煙サポート対策の実施に努めるものとする。
- (2) 保健管理センターに「禁煙（相談）外来」を設置する。

附 則

この指針は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年10月1日から施行する。